

説明資料の周知・アンケート御協力のお願い

マイナンバーカードの取得促進に向けた説明資料の周知やアンケートへの御協力のお願いについて、各会のホームページへ下記の記載文例を掲載するなどして、会員（説明資料は従業員も対象）の皆様には是非御覧いただくよう、周知願います。


<掲載文例>

1 マイナンバーカードの取得促進に向けた説明資料の周知

マイナンバーカードのメリット等を紹介する説明動画や説明資料のリンク先を国税庁ホームページに掲載しておりますので、リンク先の説明動画や説明資料を御覧の上、マイナンバーカードの取得を御検討願います。

【国税庁ホームページ】

「社会保障・税番号制度<マイナンバー>について」>「国税の番号制度に関する情報」>「その他関係府省庁作成資料（外部サイトへのリンク）」

URL	QRコード
https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/jyoho/index.htm	

2 アンケート調査への協力依頼

本アンケートは、マイナンバーカードの取得促進に向けて実施するものであり、御所属の企業や団体等に対して、可能な範囲で任意で御回答をお願いしております。


なお、アンケート結果につきましては、取りまとめて公表する場合がございますが、個別の回答を公表することはありません。

【アンケート内容】

5分程で回答（8個の質問に対し、選択肢で回答）できる簡単な内容です。

【アンケートの回答方法】

スマートフォンやパソコンを使って、下記URL又はQRコードからアンケートサイトにアクセスし、令和2年9月18日（金）までに御回答ください。

URL	QRコード
https://www12.webcas.net/form/pub/mynumbercard/01	

マイナンバーカードの取得促進及び利活用に係る各業界団体の会員企業等
に対するアンケート調査票

内閣官房

本アンケート調査は、マイナンバーカードの取得促進に向けて実施するものです。御所属の企業や団体等に関する以下の質問に、可能な範囲で、任意で御回答をお願いできると幸いです。なお、アンケート調査結果については、取りまとめて公表する場合がありますが、個票について公表することはありません。

以下の質問で、選択肢の中で該当する番号を選択してください。

F0 あなたの所属している団体等について、教えてください（複数選択可）。

【選択肢】

- 1 全国法人会総連合（傘下の各法人会を含む。）
- 2 全国青色申告会総連合（傘下の各青色申告会を含む。）
- 3 納税協会連合会
- 4 日本酒造組合中央会（傘下の各酒造組合、各酒造組合連合会を含む。）
- 5 日本蒸留酒酒造組合
- 6 ビール酒造組合
- 7 日本洋酒酒造組合
- 8 全国卸売酒販組合中央会（傘下の各卸売酒販組合、各卸売を含む。）
- 9 全国小売酒販組合中央会（傘下の各小売酒販組合、各小売酒販組合連合会を含む。）
- 10 日本ワイナリー協会（傘下のワイン酒造組合等を含む。）
- 11 日本洋酒輸入協会
- 12 全国地ビール醸造者協議会

また、あなたが所属している支部がありましたら、教えてください。

【自由記載】

〇〇支部

F1 あなた（又は貴社）の業種は何ですか。

【選択肢 ※日本標準産業分類参照】

- 1 農業
- 2 林業
- 3 漁業
- 4 鉱業・採石業・砂利採取業
- 5 建設業
- 6 製造業
- 7 電気・ガス・熱供給・水道業
- 8 情報通信業
- 9 運輸業
- 10 郵便業
- 11 卸売業・小売業
- 12 金融業・保険業
- 13 不動産業
- 14 物品賃貸業
- 15 学術研究・専門・技術サービス業
- 16 宿泊業
- 17 飲食サービス業
- 18 生活関連サービス業・娯楽業
- 19 教育・学習支援業
- 20 医療・福祉
- 21 複合サービス事業
- 22 サービス業（他に分類されないもの）

F2 従業員規模はどのくらいですか。

【選択肢】

- 1 300人超
- 2 100～300人
- 3 20～100人
- 4 20人以下

F3 従業員の健康保険の種類はどれですか。

【選択肢】

- 1 全国健康保険協会（協会けんぽ）（中小企業の従業員とその扶養者、船員保険）
- 2 組合管掌健康保険（組合健保）（大企業の従業員とその扶養者）
- 3 共済組合（公務員や学校教職員等とその扶養者）
- 4 国民健康保険（自営業者、職業についていない人とその扶養者）
- 5 その他（後期高齢者医療制度等）

M1【マイナンバーカードの保有率】

従業員のマイナンバーカード保有率はどのくらいですか。

【選択肢】

- 1 0～20%
- 2 20～50%
- 3 50～80%
- 4 80%以上
- 5 概ね全て
- 6 不明

M2【取得促進に向けた取組】

あなたの会社等では、従業員のマイナンバーカードの取得の促進に向けてどのような取組を行っていますか（複数選択可）。

【選択肢】

- 1 社内等でポスターの掲示を行っている。
- 2 社員等に対してリーフレットの配布等を行っている。
- 3 口頭で従業員に対する説明、取得の奨励等を行っている。
- 4 一斉取得のため、市区町村による出張申請サービス等を利用している。
- 5 その他の取組を行っている。
- 6 取組を行っていない。

M3【マイナンバーカードの電子証明書の活用】

マイナンバーカードの電子証明書は、民間企業も活用することが可能です。サービス申込時の本人確認にマイナンバーカードの電子証明書を利用することで、安全、迅速、安価に顧客を獲得できるなどのメリットがあります。

あなたの会社等では、マイナンバーカードの電子証明書を活用していますか。

【選択肢】

- 1 既に活用している。
- 2 活用する予定である。
- 3 活用を検討している。
- 4 今後とも活用する予定はない。
- 5 その他

〈参考〉

公的個人認証サービス(電子証明書の利用)の概要について

- インターネット等によるオンライン手続や取引において、電子証明書により安全・確実な本人確認を行うための公的サービス。(公的個人認証法)
- なりすまし・改ざんや送信否認の防止を担保、高いセキュリティを確保。

【参考】行政機関のほか、民間事業者31社(大臣認定事業者14社、同事業者を利用している事業者17社)がサービスを提供 ※令和元年11月1日現在

＜金融機関等の口座開設時の例＞

【従来】 対面による本人確認又は本人確認書類の写しの郵送による提出

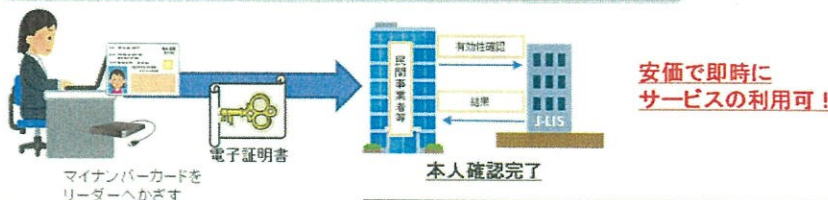
来店で申込又は申込書に記入の上、本人確認書類等
必要書類を添付して、金融機関へ郵送



安価で迅速な顧客登録
(アカウント開設)

顧客情報の「異動なし」の把握
と「更新の契機」の把握

【公的個人認証サービス利用】 オンライン上で本人確認



確実な登録ユーザーの確認
(ID・パスワード式のログイン
に比べ、格段に強固なセキュリ
テイ機能)

お客様カードの代替
(独自のメンバーズカードの発
行が省略可能)

●御興味のある方はこちら⇒ [民間事業者が公的個人認証サービスを利用するメリット](#)で検索

※国は、金融取引、クレジットカード契約及び携帯契約時のコピー等のアナログ慣行の見直し、公的個人認証をはじめとした本人確認手続の電子化等の普及促進を進めています。

M4 【マイナンバーカードの空き領域の活用】

マイナンバーカードの IC チップ内の空き領域は、民間事業者も活用することが可能です。空き領域にカードアプリケーションを搭載することで、様々なサービスを提供することが可能になります。

あなたの会社等では、マイナンバーカードの空き領域を活用していますか。

【選択肢】

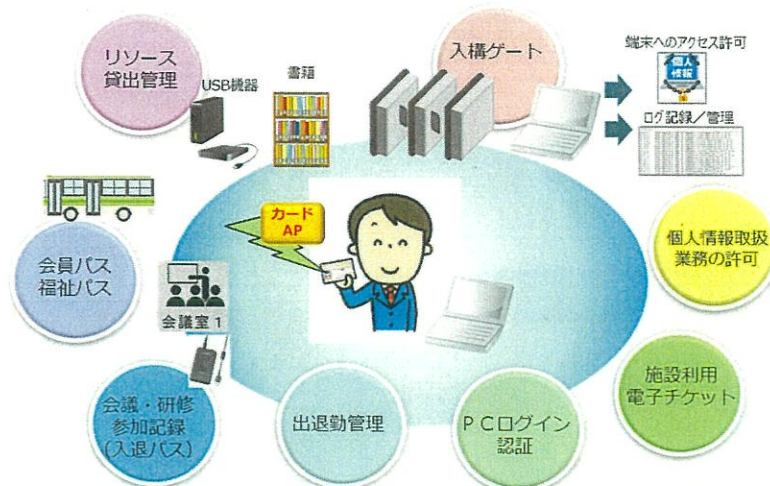
- 1 既に活用している。
- 2 活用する予定である。
- 3 活用を検討している。
- 4 今後とも活用する予定はない。
- 5 その他

〈参考〉

マイナンバーカードのICチップ内の空き領域の活用について

- マイナンバーカードのICチップ内の空き領域は、カードアプリケーション(以下「カードAP」という。)を搭載することで、顧客向けの様々なサービスに利用することができる。
- カードAPを搭載するシステム及び情報を読み書きするソフトウェアは、地方公共団体情報システム機構(I-LIS)で提供しており、個別にカードAPを搭載するシステムを用意する必要がないため、導入及び運用コストが削減できる。
- カードAPを搭載することで、マイナンバーカード1枚で様々なサービスが受けられるようになる。

〈マイナンバーカードの空き領域の活用例〉



〈空き領域の活用によるメリット〉

- マイナンバーカードを使用するため新規のカード作成は不要
- 国際規格に準拠、セキュリティの高いマイナンバーカード利用
- 経費を抑え使い勝手の良いクラウドも利用可能
- 複数のサービスをマイナンバーカード1枚に集約できる
- カードの有効期限が10年間、長期にわたり継続利用できる

●御興味のある方はこちら ⇒ [マイナンバーカードアプリケーション搭載システム](#)で検索

御協力ありがとうございました。